

[論点3 認証ADRの基盤強化, 監督関係その他]

ウ 守秘義務の法定

手続実施者等の守秘義務を法定することの是非について、どのように考えるか。

- ・ ヒアリングにおいて、認証ADRや手続実施者による秘密の漏示等が実際に問題とされたという事例は紹介されておらず、また、多くの認証ADRにおいては、守秘義務が問題となった該当事例はなかった。他方で、証言拒否権があれば守秘義務に関し安心ができる旨の意見を述べた事業者もあり、日本ADR協会もこの点に関連する提言をしているほか、ヒアリングにおいて、税務署や裁判所、警察等による事件記録の開示等請求への対処が問題となった事例を紹介した事業者もあった。
- ・ 守秘義務を法定することにより、民事・刑事訴訟における証言拒絶や捜査機関等第三者からの照会に対する証言拒絶が認められやすくなるなどのメリットがあるとする見解もあり得る一方、その場合は違反につき罰則規定が設けられるのが通例であり、また、現行制度においても認証ADRは民事上の守秘義務を負っており（注）、職業上の秘密として証言拒絶が認められる場合もある（民事訴訟法第197条第1項第3号参照）ことなどから、特段の問題は生じないとする考え方もあり得る。上記のようなヒアリング結果等を踏まえつつ、守秘義務の法定の是非につき、どのように考えるか。

（注）現行法では、手続実施者等がADR業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていることが認証の基準とされ（第6条第14号。なお、同条第11号も参照。）、その定め違反した場合、手続実施依頼契約違反となり、認証ADRが損害賠償義務を負う可能性があるとして解されている。

（参考）仲裁法においても、仲裁人等についての秘密保持義務及びその違反に係る罰則については規定がない。

(参照条文)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一～十（略）

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二、十三（略）

十四 申請者（法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五、十六（略）

○民事訴訟法

第九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第九十一条第一項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

○刑事訴訟法

第四十九条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。

但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみとする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

○刑法

（秘密漏示）

第百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈禱若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。